



## 「地震時における都有施設の応急危険度判定に関する協定」

東京都（以下「甲」という。）と、一般社団法人 日本建築構造技術者協会（以下「乙」という。）とは、地震が発生した場合における迅速な応急危険度判定活動（以下「判定活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づく地震時における協力の一環として、甲が乙に対し、判定活動に関する協力を求める時の手続き等を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、地震が発生し判定活動に関し乙の協力が必要な時は、乙に対し、都有施設の判定活動の協力を要請することができる。

### （活動の指示）

第3条 甲は地震の実情に応じて、東京都地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い、業務を所管する局長より応急危険度判定員の派遣要請があった場合、必要に応じて乙に対し応急危険度判定を技術的に補助する人員（以下「判定補助員」という。）の派遣を求めるものとする。

### （判定補助員の派遣）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し判定補助員を派遣する。

### （費用負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が負担するものとする。

### （協議等）

第6条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲（又は業務を所管する局長）と乙が協議して定めるものとする。

2 甲、乙は相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行う等、本協定に基づく活動の円滑な運用に努める。

### （雑則）

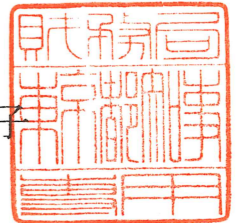
第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までの間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれかの者が文書により更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年継続するものとし、以降もこの例による。

平成31年1月17日

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

甲 東京都

東京都知事 小池 百合子



乙 一般社団法人 日本建築構造技術者協会

会長 森高 英夫

代理人 一般社団法人 日本建築構造技術者協会  
関東甲信越支部 JSCA東京

代表 山内 哲理





「地震時における都市施設の応急危険度判定に関する細目協定」

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本建築構造技術者協会（以下「乙」という。）とは、平成 31 年 1 月 17 日をもって甲と乙との間に締結した「地震時における都市施設の応急危険度判定に関する協定」第 6 条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（活動の内容）

第 1 条 甲が乙に要請する活動は、甲の公共建築物のうち社会公共施設等を対象とした応急危険度判定を技術的に補助する活動（以下「補助活動」という。）とする。

（補助活動実施地域）

第 2 条 補助活動を実施する地域は、島しょ地域を除く東京都内とする。

（判定補助員等の報告）

第 3 条 乙は、乙に属する会員のうち本補助活動に従事するもの（以下「従事会員」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

（派遣の要請）

第 4 条 甲は、乙及び乙の会員に対し、具体的な地震の状況に応じて、日時及び場所を指定して従事会員の派遣を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 前項の協力要請は、公共建築物等応急危険度判定部会（災害対策本部）が行うものとする。

（補助活動の実施）

第 5 条 乙は、前条に基づく派遣要請があったときは、従事会員に、補助活動を依頼する。

2 従事会員は、前条に基づく派遣要請があったときは、特別の理由がない限り、前項の乙からの依頼の有無にかかわらず補助活動を実施するものとする。

3 甲は、従事会員が行う補助活動が迅速かつ効果的に行えるよう、あらかじめ補助活動を依頼する施設情報について乙に提供する。

（補助活動の指示）

第 6 条 補助活動の指示は、財務局が行うものとし、従事会員はその指示に従うものとする。

（補助活動の完了）

第 7 条 従事会員は補助活動が完了したときは、施設所管局及び財務局に報告するものとする。

（実費用の請求および支払い）

第 8 条 乙は、補助活動完了後、当該補助活動に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支

払う。

（損害の負担）

第 9 条 補助活動の実施に伴い、損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（従事者の災害補償）

第 10 条 甲は、従事会員が、本補助活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」

（昭和 38 年東京都条例第 38 号）に準じて、これを補償するものとする。

（守秘義務）

第 11 条 乙及びその会員は、協定に関わる内容で知りえた施設情報を第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第 12 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定の定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第 13 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間とする。ただし、期間満了の 3 か月前までに、甲乙いずれかの者が文書により更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に 1 年継続するものとし、以降もこの例による。

2 乙は第 3 条の従事会員について、毎年度当初に甲に報告するものとする。

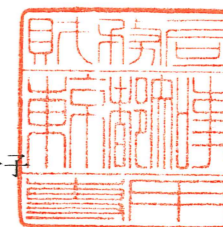
3 甲は第 5 条第 5 項の施設情報について、毎年度当初に乙に提供するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 31 年 1 月 17 日

甲 東京都

東京都知事 小池百合子



乙 一般社団法人 日本建築構造技術者協会

会長 森高 英夫

代理人 一般社団法人 日本建築構造技術者協会

関東甲信越支部 JSCA 東京

代表 山内哲理

